

平成22年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成22年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行つていただきますようお願いします。

【監督実施状況】

平成22年に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により定期監督等を実施した事業場は747件でした。何らかの法違反が認められ是正勧告等を行つた事業場は473件で、違反率は63・3%でした。前年の違反率59・0%と比べると違反率が4・3ポイント上昇しました。

労働安全衛生法違反等が認められ、労働災害の急迫した危機があるため、

主要な法違反の状況を見ると、違反件数は、労働基準法関係では、労働時間に関するものが169件（22・6%）と最も多く、次いで労働条件の明示に関するもの122件（16・3%）、就業規則に関するもの121件（16・2%）、割増賃金に関するもの106件（14・2%）の順となつています。

労働安全衛生法関係では、健康診断に関するも

対象物件の使用停止命令、機械設備の補修取り替え設置等の変更命令、当該危険個所への立入禁止命令、当該作業の停止命令、など行政処分を行つたものは24件あり、前年の10件と比べて14件増加しました。

法違反の状況

リーマンショック以降の景気低迷による雇用調整から一部の事業場や特定の労働者に長時間労働が認められ、過重労働や賃金不払残業解消を求める投書が多く寄せられます。また労働条件の明示や就業規則の作成がなく、一般労働条件の整備が未だ不十分な事業場が多く認められます。

このため、長時間労働、賃金不払残業、その他労働条件確保に問題がある

過去の監督指導歴等も考慮した上で対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に法定労働条件の確保、労働災害の防止等を図るため計画的に行う監督指導及び各種の情報、労働災害の発生等を契機として行う監督指導のことです。

その他

定期監督等とは、管内

定期監督の結果、問題が認められる場合には、原則として是正を勧告す

申告とは、事業場が労働関係法令に違反している事実を労働者が労働基準監督機関に申し立てる

のが110件（14・7%）と最も多く、次いで安全基準に関するもの93件（12・4%）、衛生管理者に関するものと安全委員会・衛生委員会に関するものが同数で57件（7・6%）、定期自主検査に関するもの41件（5・5%）の順となっています。

現状と問題点、今後の指導方針

現状と問題点、今後の指導方針

リーマンショック以降の景気低迷による雇用調整から一部の事業場や特定の労働者に長時間労働が認められ、過重労働や賃金不払残業解消を求める投書が多く寄せられます。また労働条件の明示や就業規則の作成がなく、一般労働条件の整備が未だ不十分な事業場が多く認められます。

このため、長時間労働、賃金不払残業、その他労働条件確保に問題がある

過去の監督指導歴等も考慮した上で対象事業場を選定し、労働関係法令の遵守を目的に法定労働条件の確保、労働災害の防止等を図るため計画的に行う監督指導及び各種の情報、労働災害の発生等を契機として行う監督指導のことです。

定期監督の結果、問題が認められる場合には、原則として是正を勧告す

定期監督等とは、管内

定期監督の結果、問題が認められる場合には、原則として是正を勧告す

【申告処理状況】

申告とは、事業場が労働基準監督機関に申し立てる

平成22年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署

業種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率(%)	違反状況(労働基準法)							違反状況(労働安全衛生法)										最低賃金法						
				労働条件の明示	賃金不払	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	その他の	安全管理	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	安全基準	衛生基準	元方事業者等	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断					
製造業	249	154	61.8	13	25	14	42	25	26	9	16	6	9	20	23	67	30	0	33	5	9	6	24	0	0	3	12
建設業	97	41	42.3	9	1	3	6	3	3	2	3	0	0	1	0	15	1	0	3	0	0	0	3	1	9	0	1
運輸交通業	66	57	86.4	0	15	9	31	9	15	10	7	3	5	0	8	3	0	0	3	0	1	0	22	0	0	1	0
商業	62	43	69.4	1	15	8	20	14	12	3	6	0	6	1	4	4	1	0	1	0	1	1	8	0	0	0	0
接客娯楽	57	53	93.0	0	17	7	17	23	19	13	12	0	6	0	1	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0	0	
その他事業	123	70	56.9	0	27	18	28	22	25	8	16	0	18	0	14	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0
上記以外の業種	93	55	59.1	1	22	11	25	10	21	5	13	1	13	0	7	4	0	0	1	0	0	0	22	0	0	1	2
合計	747	473	63.3	24	122	70	169	106	121	50	73	10	57	22	57	93	32	0	41	6	11	7	110	1	9	5	15

※複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

(佳)

申告処理状況（平成22年）

名古屋北常働基淮町督署

業種	申告処理件数	同比率(%)	申告事項					
			労働基準法				最低賃金法	労働安全衛生法
			賃金不払	解雇	労働時間	その他		
製造業	35	5.5	24	3	0	1	1	3
建設業	49	7.7	61	7	1	5	4	0
運輸交通業	44	7.0	38	6	1	6	3	0
商業	123	19.4	104	22	1	6	2	0
接客娯楽	152	24.0	131	18	0	6	0	0
その他の事業	138	21.8	105	15	1	10	0	0
上記以外の業種	92	14.5	83	12	0	2	1	2
合計	633	100.0	546	83	4	36	11	5

※申告事項は、重複計上しています。

(件)

業が138件(21.8%)、商業の123件(19.4%)となつており、非工業的業種が413件(65.2%)と過半数を占めています。

申告内容

申告事件のうち、最も多いのは賃金不払事件の546件で全体の86.3%を占めていて、次いで解雇に関するものが83件(13.1%)と申告事項には、どちらかの内容が含まれている状況です。賃金不払事件の対象労働者は、772人と昨年の798人と比較し26人(3.3%)減少しました。また、不払賃金額は274、484千円と昨年の315、110千円と比較して40、626千円(12.9%)と同様に減少しました。

賃金不払事件の中には厳しい経済情勢の中で経営状態の悪化が原因となつたものが数多く認められ、企業の倒産に係る事案も高止まりの状況でした。